

令和3年1月吉日

新入学児童・体験入学生保護者 様
転入・編入生保護者 様

志 木 市 教 育 委 員 会
教 育 長 柚 木 博
志木市立志木第二小学校
校 長 松 本 秀 之

食物アレルギー対応について

晩冬の候、保護者様におかれましては、ご健勝のことと存じます。

さて、現在本市における食物アレルギーの給食対応については、下記のとおり行っております。

つきましては、入学までに保護者様との面談の機会を設け、**学校生活管理指導表・食物アレルギー家庭状況**についての提出とともに、お子さまの詳しい状況についてお伺いいたします。

なお、その後、本校での対応の可否や方法を決めていきますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

食物アレルギーの給食対応については、以下3点いずれにも該当することが必要です。

- ・ 医師による治療や診断を受けている。
- ・ ご家庭においても対応食を実施している。
- ・ 学校給食における対応の希望がある。

1 志木市の対応について

- (1) 除去対応ができる食品は、「卵」「牛乳・乳製品」「種実類」「エビ」「カニ」「鮭フレーク」「ちりめんじゃこ」「しらす」「かえり煮干し」「缶詰の果物」「ココア」「チョコレート」です。平成30年度より文科省の指導により、安全確保のため一部除去はせず、完全除去対応になりました。また、平成31年度からは、エビ・カニの除去希望がある場合、代替品をお持ちいただいております。（※「エビ・カニを含む可能性があるじゃこ・しらす・わかめ」については除去対象になりません。）

飲用牛乳のみ除去希望の場合、学校生活管理指導表に医師から「負荷試験陰性、飲用牛乳のみ除去」を明記していただく必要があります。（牛乳・乳製品は、たんぱく質の摂取量によってアレルギーの有無が決まります。負荷試験では陰性でも、給食で飲用牛乳（200ml）を飲用すると、食事の内容によっては、牛乳・乳製品の摂取量が多くなってしまう場合があります。家庭での食事を基本とするため、給食で飲用牛乳のみを除去することによって、家庭

で牛乳・乳製品が摂取できなくなることを防ぎます。)

調理・施設面（大量調理、児童数、給食施設、給食関係に携わる人数等）の条件によっては、必ずしも対応できないことがあります。多品目のアレルギー食品が入る料理は、すべてのアレルギーの食品を除いた料理に統一させていただく事もあります。ご了承ください。

- (2) だし等アレルギー反応を起こす重篤なアレルギー食品が当日の献立にある場合は、ご家庭からお弁当を持参していただいております。その後の経過や現在の状況によっては、（必要に応じて主治医の意見を参考にして）対応を検討させていただきます。
- (3) アレルギーの原因食品が多く、学校給食でほとんど食べられる物がない場合もお弁当を持参していただいております。
- (4) 除去や一部代替の対応ができない食品について、学校からアレルギー物質等の情報提供を希望する場合も**学校生活管理指導表・食物アレルギー家庭状況についての提出**をお願いします。

2 給食費について

アレルギーの対応を行っている場合についても、給食費の返金はありません。

■該当すると思われるお子さまのご家庭は、2月末までに本校（下記）へ必ずご連絡ください。

お問い合わせ先	
志木市立志木第二小学校	
電話	048-472-0540
担当	教頭 児玉 壮史